

全L協保安・業務G5第49号
令和5年6月30日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
デジタル社会形成基本法等の一部改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年3月16日付け全L協保安・業務G4第218号において、液化石油ガス法に係る改正案をお知らせしたところです。

この度、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、第211回通常国会に提出され、令和5年6月14日に成立し、同月16日に公布されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

液化石油ガス法の改正は、第7条に規定されている「標識の掲示」が対象とされ、ホームページ上でも掲示を行うものとなっており、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定している。

【経済産業省ホームページ掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/06/20230616.html



以 上
発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本

第五十七條 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しななければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第九十七条第十号中「第七十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第十一号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改める。

第五十八條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項及び第六十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に、「掲示して」を「法務省令」に改める。

第二百二十九条第三項及び第二百三十条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に、「掲示して」を「内閣府令」に改める。

第二百七十五条第三項及び第二百七十六条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「総務省令」に、「掲示して」を「国土交通省令」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正）
第五十九條 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項を削る。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二 第四條第一項の規定による届出をした公安委員会の名称

第十二條第二項中「第四條第三項の書面を」を「第四條第一項の規定による届出をしたことを示す内閣府令で定める様式の標識について」に、「掲示しなれば」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

3 探偵業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第二十條中「前三條」を「第十七條から前条まで」に改め、同条を第二十一条とし、第十九條の次に次の一項を加える。

第二十條 第十二條第三項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）
第六十條 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第五十二條の四第二項中「旨を」の下に「経済産業省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え「掲示する」を「掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）
第六十一條 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなれば」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。第一百一条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第一百一条第二項中「旨を」を「旨について」に、「掲示しなれば」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第二百二十二條第三号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は第七十四条第二項若しくは第一百一条第二項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（行政不服審査法の一部改正）
第六十二條 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一條第三項中「交付する旨」の下に「を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を、「当該審査庁」の下に「の事務所」を加え、「かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」を「又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることににより行う」に、「その掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正）
第六十三條 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「旨を」の下に「経済産業省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え「掲示する」を「掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正）
第六十四條 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「標識の掲示等」に改め、同条第一項中「事務所ごとに」を「厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに」に、「厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなれば」を「掲示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第七十二條第二号中「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十條の規定 公布の日

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十條の規定 公布の日